令和2年6月加賀市議会定例会

令和2年6月議会における所信(市長提出議案説明より抜粋)

令和2年6月1日

令和2年6月加賀市議会定例会の開会に当たりまして、市政に対する所信の一端と、提出 しております議案等の概要について申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルスに関して、申し上げます。

まずもって、新型コロナウイルス感染症により、不幸にしてお亡くなりになられた方々に対し、謹んでお悔みを申し上げます。また、感染されました方々には、お見舞いを申し上げますとともに、地域医療の最前線でご尽力をいただいております、医療関係従事者を始めとした、社会インフラを支えてくださっている方々に、厚く御礼を申し上げる次第であります。

新型コロナウイルス感染症の国内の感染状況は、4月末から5月初めにかけ、その増加の伸びは緩やかとなりましたものの、感染者数の増加が続いたことから、当初、「5月6日まで」とされておりました「緊急事態宣言」は、全都道府県を対象として延長されました。

その後、次の週には、新規の感染者数が落ち着きを見せたことから、「医療提供体制」や「検査体制」も考慮のうえ、5月14日に、石川県を含む39の県で「緊急事態宣言」が解除され、残る8つの都道府県でも25日までに解除されております。

こうした状況の推移に伴い、石川県では、事業所などに求めていた休業要請を段階的に解除してきており、少しずつではありますが、日常の社会・経済活動に戻る動きが見え始めております。

本市におきましても、「臨時休校」としておりました小中学校につきまして、感染拡大防 止措置を講じながら、5月20日から分散登校を実施し、本日からは通常の授業を再開いたし ております。

また、「臨時休館」としておりました公共施設につきましても、図書館と屋外の体育施設では5月25日から、その他の公共施設では本日から、感染拡大防止のための制限を加えながらではありますが、利用を再開いたしております。

しかしながら、北九州市や外国の事例にも見られるように、第二波の感染拡大の可能性 も指摘されておりますことから、今後とも危機感と緊張感を緩めることなく、事態の推移 を注視していきたいと考えております。

こうした一方で、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う市内経済への影響は、社会・経済活動の自粛による低迷が長期化することで、その危機的な状況が、一段と深刻化してきております。

これを踏まえまして、国の経済対策の柱として打ち出されました、国民1人につき一律10万円を給付する「特別定額給付金」につきましては、申請の受付を国の補正予算成立日である4月30日から、また、口座への振込については、連休明けの5月7日から、県内では最も早く開始したところであります。

振込に際しましては、5月26日までに受け付けた、不備のない申請分のすべてを、5月29日までに振り込むことができました。これにより、対象約29,000世帯への支給率は、5月29日時点で、約93パーセントとなっております。

さらには、かねてから申し上げておりますとおり、「市民や市内事業者の方々に最も近い 基礎的自治体の責務として、市内経済の現状に応じた対策を、可能な限り早く実施するこ とが最も重要である」との認識のもと、本市として「第4弾」となる市独自の新型コロナウ イルス感染症への対策について、5月13日に所要の補正予算を専決処分させていただきまし た。

この対策では、まず、市民の生活対策といたしまして、国に先駆けて、市内のひとり親世帯の生活を支援するため、児童扶養手当の受給世帯に対して、一世帯あたり5万円の臨時特別給付金を給付いたします。対象世帯への給付金の口座振込については、5月26日から開始しております。

また、社会経済活動の制限により、学費や生活費に窮する加賀市出身の大学生等への緊急支援として、資金の貸付制度を創設いたしました。在学中は返済を猶予し、卒業後、加賀市に一定期間居住される場合は、この返済を免除することとしております。

緊急経済対策といたしましては、今年1月から6月までのいずれかの月の売上げが、前年の同月と比べ、30パーセント以上減少した事業者の方々に対して、感染防止への取組みや事業の下支えとなるよう、10万円の応援金を給付することとしております。

また、感染拡大の影響で、企業の内定取り消しや解雇となった市民の方々について、その雇用を維持するため、臨時の市職員として採用することとし、順次募集を開始しております。

さらには、感染の拡大に伴い、事業活動の縮小を余儀なくされた事業者の方々に対し、 上下水道の基本料金の1カ月分を免除することとしております。

こうした対応に加えまして、今後のウイルスとの共存を前提とした政策、いわゆる「ポスト・コロナ」を見据えた政策の一つともなります「スマートシティの実現」に、必要不可欠となる「マイナンバーカード」を保有、又はカードの交付申請をされた方全員に、市内の小売店や飲食店などで使用できる、5,000円分の「かが応援商品券」を配布いたします。マイナンバーカードの普及を図るとともに、市内経済の需要喚起と循環を図ることとしております。

そして、これらの生活対策や経済対策に続きまして、第二波の感染拡大に備え、感染症が蔓延した場合や、自然災害の発生などにより、学校が臨時休校するような緊急時においても、子どもたちが家にいながら学習を継続できるように、情報通信機器やパソコンなど

を貸し出すための機器整備を行うため、所要の予算を今議会に提案いたしております。

小中学校における「1人1台の端末」の早期実現や通信環境を整備することで、授業の継続を図り、全ての子どもたちに、ICTの活用を通じて「学び」が保障される環境を整備してまいります。

また、国の緊急経済対策における、子育て世帯の生活支援といたしまして、児童手当を 受給する世帯に対し、対象児童1人につき1万円を児童手当に上乗せして支給する予算を今 議会に提案いたしております。

新型コロナウイルス感染症への対策といたしましては、今程申し上げました、現状への緊急対策と併せまして、「ポスト・コロナ」を見据えた政策の展開に向けましても、今後、起こりうる事態に備え、先手を打って実施すべき時期に来ているものと、認識しております。

「かが応援商品券事業」のように、市内の経済循環を高める施策については、既に着手いたしております。これに加えて、今後の社会生活や経済活動のスタイルが大きく変化することを見据えた施策の展開や、感染の第二波を想定した備えが必要であると考えております。

こうした施策につきましても、市内の経済界や医療関係の方々など、様々な分野からの ご意見をいただきながら、早急に構築し、着手してまいりたいと考えております。

併せまして、職員の勤務体制につきましても、第二波に備え、当面の間、分散勤務を継続いたしますとともに、今後の新型コロナウイルス対策の実務を機動的に展開するため、 庁内横断的な「緊急対応チーム」を編成したところであります。

次に、今年度における予算措置済の事務事業等の見直しについて申し上げます。

令和2年度の当初予算は、新型コロナウイルスの国内の感染者数が極めて少数であった時期に編成を終えており、歳入、歳出の両面について、現在までのような状況を想定した内容とはなっておりません。

従いまして、今年度、実施を予定していた事業については、広範囲に渡って、その中止 や延期など、計画の変更を余儀なくされております。

「加賀温泉郷マラソン」や「東京オリンピック・パラリンピック」など、既に中止や延期が明らかとなった事業につきましては、これまでの補正予算において、事業費の減額を行っております。そのほかの事業につきましても、今後における新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら事業計画を見直し、今後の補正予算に反映させたいと考えております。

また、歳入につきましても、市民税や入湯税、地方消費税交付金など、経済活動に連動する収入の減少が見込まれますことから、国における地方財政措置を適切に反映させながら、今年度の財政運営を行いたいと考えております。

次に、今般のコロナ禍に際しましては、「感染拡大防止の願い」や「医療関係従事者の方々

に対する感謝と激励の気持ち」などが込められたマスクや消毒液、フェイスシールドといった感染拡大防止用品を始めとするご寄附を、市内の様々な団体や企業、個人の方々、そして、台湾からも友好都市であります台南市や桃園市のほか、様々な団体から頂戴しております。

こうしたご厚志に、改めて御礼を申し上げますとともに、いただきましたご寄附は、市 の新型コロナウイルス感染症対策に、有効に活用させていただきたいと考えております。

また、先ほど議会議案として議決をいただきましたとおり、市議会議員の皆様から、議員報酬や政務活動費等の一部を減額し、減額相当分を「市の新型コロナウイルス対策に活用されたい」との申出をいただいております。

私を始め、副市長、教育長につきましても、今般のコロナ禍により、市民や市内事業者の皆様が大変厳しい状況に置かれていることに鑑みまして、給与の一部を減額することとし、関係条例の制定につきまして、5月21日に専決処分をさせていただいたところであります。

本議会において、こうした報酬や給与の減額相当分や、これまでにいただいた寄附金などを原資とした新たな基金を創設し、この基金を「新型コロナ 加賀がんばろう基金」と名付けまして、市の新型コロナウイルス対策に広く、また、有効に活用してまいりたいと考えております。

次に、スマートシティについてであります。

スマートシティの構築に向けましては、これまでに、市民団体や産業団体などで構成する「加賀市スマートシティ推進官民連携協議会」を設立し、本年3月30日には、「加賀市スマートシティ宣言」を行ったところであります。

この宣言では、暮らす人々の幸福と、まちの輝きが、「人」と「先端技術」の調和によってもたらされている、「スマートシティ加賀」を、市民との共創で築いていくものといたしました。

宣言において、本市のスマートシティ実現に向けた理念を広く発信したことにより、市 民の機運醸成と、国や企業といったスマートシティ関係者からの注目がさらに集まり、今 後、外部からの推進力を得られることにつながっていくものと思っております。

ここで、スマートシティの取組みの実例をご紹介いたします。

現在、加賀市医療センターでは、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、入院の患者さんへの面会を制限させていただいており、入院患者さんとご家族にとっては、大変不安な状況であろうと思います。

そのような中、先般、遠隔操作ロボットの「アバター」を活用し、病室内の患者さんが モニター画面を通じて、離れた場所にいるご家族などと面会をできる取組みを開始しまし た。お互いに顔を見て、さも、近くにいるかのように感じながら会話ができ、ご利用いた だいた方からは、大変ご好評をいただいております。これは、先端技術の力を活用するこ とによって、これまで、できなかったことが、できるようになった一つの実例であります。 今後は、他の分野におきましても、このような取組みを実施し、先ごろ策定いたしました「スマートシティ加賀構想」や「加賀市官民データ活用推進計画」に沿って、生活の質が向上したと実感できるような、スマートシティ構築の取組みを着実に進めてまいります。